

平成 2 5 年 第 1 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 等 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第 1 号	霧島市部設置条例の一部改正について	1
議案第 2 号	霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について	2
議案第 3 号	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	2
議案第 4 号	霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	4
議案第 5 号	霧島市都市公園条例の一部改正について	5
議案第 6 号	霧島市給水条例の一部改正について	15
議案第 7 号	霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	18
議案第 8 号	霧島市景観条例の一部改正について	19
議案第 11 号	子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正)	19
議案第 21 号	議決事項の一部変更について (土地の取得)	21
議案第 26 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理 する事務の変更及び同組合同規約の変更について	22

議案第1号 霧島市部設置条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第6号)

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部 (2) 企画部 (3) 生活環境部 (4) 保健福祉部 (5) 農林水産部 (6) 商工観光部 (7) 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条各号に規定する部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～ク (略) ケ 予算及び税に関すること。 <u>コ 工事の検査に関すること。</u> <u>サ 工事等の入札に関すること。</u> シ 他の部の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 建設部 ア 道路、河川及び港湾に関すること。 イ 住宅及び建築に関すること。 ウ 都市計画に関すること。 エ 公園及び緑地に関すること。 オ 区画整理に関すること。 カ 下水道に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部 (2) 企画部 (3) 生活環境部 (4) 保健福祉部 (5) 農林水産部 (6) 商工観光部 (7) 建設部 (8) <u>工事監査部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条各号に規定する部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～ク (略) ケ 予算及び税に関すること。</p> <p><u>コ</u> 他の部の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 建設部 ア 道路、河川及び港湾に関すること。 イ 住宅及び建築に関すること。 ウ 都市計画に関すること。 エ 公園及び緑地に関すること。 オ 区画整理に関すること。 カ 下水道に関すること。</p> <p>(8) <u>工事監査部</u> <u>ア 工事の検査に関すること。</u> <u>イ 工事等の入札に関すること。</u></p>

議案第2号 霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第149号)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに療養費、家庭療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。ただし、母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の規定による養育医療の支給を受ける者については、当該給付における食事療養費を含む。</p> <p>6、7 (略)</p> <p>(助成金の支給申請)</p> <p>第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請は、助成対象乳幼児が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内になければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家庭療養費をいう。</p> <p>6、7 (略)</p> <p>(助成金の支給申請)</p> <p>第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請は、助成対象乳幼児が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6箇月以内になければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p>

議案第3号 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第150号)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</u></p> <p>(7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</p> <p>(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童</p> <p>(9) 前号の児童に該当するかどうか不明でない児童</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</p> <p>(7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童</p> <p>(8) 前号の児童に該当するかどうか不明でない児童</p>

3 (略)

4 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

5、6 (略)

7 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法の規定する療養の給付並びに療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

8 (略)

(対象者)

第3条

1、2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としなない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。)の前年の所得(1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

ア 第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がない者

イ 第2条第2項第6号又は第7号に該当する児童であつて、父又は母がない者

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者

オ 第2条第2項第9号に該当する児童

(2)、(3) (略)

4 (略)

(受給資格者証の交付)

第4条 この条例に基づき対象者に係る医療費の助成を受けようとするひとり親家庭の父若しくは母又は養育者は、規則で定めるところにより市長に対し、ひとり親家庭医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき審査した結果、前項の申請をした者が医療費の助成金の支給を受ける資格がある者(以下「受給資格者」という。)であると認めるときは、規則の定めるところにより、受給資格者証を交付する。

3 (略)

(受給資格者証の提示)

3 (略)

4 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親以外の者をいう。

5、6 (略)

7 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法の規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

8 (略)

(対象者)

第3条

1、2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としなない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。)の前年の所得(1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

ア 第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がない者

イ 第2条第2項第6号に該当する児童であつて、父又は母がない者

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2項第7号に該当する児童であつて、母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者

オ 第2条第2項第8号に該当する児童

(2)、(3) (略)

4 (略)

(受給資格者証の交付)

第4条 この条例に基づき医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に対し、ひとり親家庭医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき審査した結果、申請者が助成対象者であると認めるときは、規則の定めるところにより、受給資格者証を交付する。

3 (略)

(受給資格者証の提示)

第6条 対象者が療養を受ける場合は、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し受給資格者証を提示しなければならない。

（助成の範囲）

第7条 市長は、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金を保険医療機関等に支払った受給資格者に対して、ひとり親家庭医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、一部負担金の支払額とする。この場合において、対象者が受けた保険給付等について、次の各号に掲げる医療に係る給付がなされるときは、受給資格者が支払った一部負担金から当該医療に係る給付の額に相当する額を減じた額をもって、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金とみなす。

(1)～(4) (略)

第6条 受給資格者が療養を受ける場合は、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し受給資格者証を提示しなければならない。

（助成の範囲）

第7条 市長は、受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金を、保険医療機関等に支払った受給資格者に対して、ひとり親家庭医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、一部負担金の支払額とする。この場合において、受給資格者が受けた保険給付等について、次の各号に掲げる医療に係る給付がなされるときは、受給資格者が支払った一部負担金から当該医療に係る給付の額に相当する額を減じた額をもって、受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金とみなす。

(1)～(4) (略)

議案第4号 霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第157号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 この条例において「対象者」とは、本市の区域内に住所を有する重度心身障害者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）をいう。この場合において、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第78条</u>の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎（以下「社会福祉施設等」という。）のうち本市の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したものを除くものとし、他の市町村の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したものは、なお、本市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、重度心身障害者に保護者がある場合は、その保護者が他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき、又はその保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付<u>並びに療養</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 この条例において「対象者」とは、本市の区域内に住所を有する重度心身障害者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）をいう。この場合において、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第73条の2</u>の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎（以下「社会福祉施設等」という。）のうち本市の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したものを除くものとし、他の市町村の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したものは、なお、本市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、重度心身障害者に保護者がある場合は、その保護者が他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき、又はその保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、<u>療養費</u>、</p>

<p>費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。</p> <p>6、7 (略)</p> <p>(助成金の支給申請)</p> <p>第6条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して<u>6か月</u>以内に行なければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。</p> <p>6、7 (略)</p> <p>(助成金の支給申請)</p> <p>第6条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して<u>6箇月</u>以内に行なければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p>
---	--

議案第5号 霧島市都市公園条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第272号)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園(法第2条第1項第1号の都市公園をいう。以下同じ。)の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項等を定めるとともに、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。)</u>第13条第1項の規定に基づき、<u>都市公園移動等円滑化基準</u>について定めるものとする。</p> <p><u>(公園の配置基準)</u></p> <p>第1条の2 <u>法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。</u></p> <p><u>(市民1人当たりの公園の敷地面積の標準)</u></p> <p>第1条の3 <u>市の区域内に設置する公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>(公園の配置及び規模の基準)</u></p> <p>第1条の4 <u>市が次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p>(2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園(法第2条第1項第1号の都市公園をいう。以下同じ。)の<u>管理</u>に関し必要な事項等を定めるものとする。</p>

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の設置基準の特例)

第1条の6 公園についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書(法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 公園について令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 公園について令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 公園について令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第1条の7 移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設（移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）を設置する場合には、これによらないことができる。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第1に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第2に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第3に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (4) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂は、別表第4に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）として、別表第5に掲げる基準に適合するものを設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、別表第6に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、別表第7に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (10) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利

用する掲示板について準用する。

(11) 前各号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(開園時間及び休園日)

第2条の2 公園のうち城山公園、運動公園（国分運動公園、南公園、国分海浜公園及び北公園をいう。以下同じ。）、丸岡公園及びまきのはら運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、開園時間又は休園日を変更することができる。

(1) 城山公園

ア 開園時間

夏季（4月1日から9月30日まで） 午前9時30分から午後6時まで

冬季（10月1日から翌年の3月31日まで） 午前9時30分から午後5時まで

イ 休園日

月曜日（その日が祝日の場合はその翌日）とする。ただし、7月20日から8月31日までの間を除く。

(2)～(4) (略)

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上必要と認める業務

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設（法第2条第2項の公園施設をいう。以下同じ。）、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(4) (略)

2、3 (略)

(有料公園施設)

第8条 有料公園施設（市の公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第8のとおりとする。

2、3 (略)

(使用料)

第12条 第3条第1項若しくは第2項若しくは第8条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第9に掲げる使用料を納入しなければならない。ま

(開園時間及び休園日)

第2条の2 公園のうち城山公園、運動公園（国分運動公園、南公園、国分海浜公園及び北公園をいう。以下同じ。）、丸岡公園及びまきのはら運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、開園時間若しくは休園日を変更することができる。

(1) 城山公園

ア 開園時間

夏季4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで

冬季10月1日から翌年の3月31日まで 午前9時30分から午後5時まで

イ 休園日

月曜日（その日が祝日の場合はその翌日）ただし、7月20日から8月31日までの間を除く。

(2)～(4) (略)

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上必要と認める業務

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所、公園施設（法第2条第2項の公園施設をいう。以下同じ。）又は行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(4) (略)

2、3 (略)

(有料公園施設)

第8条 有料公園施設（市の公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2、3 (略)

(使用料)

第12条 第3条第1項若しくは第2項若しくは第8条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ま

た、霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成17年霧島市条例第74号）第5条に該当する事項は、これを準用する。

（利用料金）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第9に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 （略）

（使用料の徴収）

第15条 使用料の徴収期は、次のとおりとする。

(1)、(2) （略）

2 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、1か月未満の端数があるときは、これを1か月として計算するものとする。

3 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月として計算するものとする。

4 別表第9及び前3項の規定により算定した額が1件につき100円未満である場合の使用料の額は、これを100円とする。

5 別表第9及び第2項から第4項までの規定により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（公園予定区域についての準用）

第18条 第3条から第17条までの規定は、法第34条第3項に規定する公園予定区域又は予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきものについて準用する。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第2項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条（第18条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第6条各号に掲げる行為をした者

(3) （略）

別表第1（第1条の7関係）

○園路及び広場の設置基準

た、霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成17年霧島市条例第74号）第5条に該当する事項は、これを準用する。

（利用料金）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 （略）

（使用料の徴収）

第15条 使用料の徴収期は、次のとおりとする。

(1)、(2) （略）

2 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割を持って計算するものとする。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月として計算するものとする。

3 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1箇月未満であるとき、又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月として計算するものとする。

4 別表第2及び前3項の規定により算定した額が1件につき100円未満である場合の使用料の額は、これを100円とする。

5 別表第2及び第2項から第4項までの規定により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（公園予定区域についての準用）

第18条 第3条から第17条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定区域又は予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきものについて準用する。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第2項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条（第18条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) （略）

1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) (5)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

2 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
- (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (3) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造の

ものであること。

(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

4 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

5 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

(3) 横断勾配は、設けないこと。

(4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

(6) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

7 第1条の7第2号から第8号までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

別表第2（第1条の7関係）

○屋根付広場の設置基準

1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別

の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

2 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

別表第3（第1条の7関係）

○休憩所の設置基準

1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

2 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。

3 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第6の4から8までの基準に適合するものであること。

別表第4（第1条の7関係）

○野外劇場及び野外音楽堂の設置基準

1 出入口は、別表第2の1の基準に適合するものであること。

2 出入口と下記3の車椅子使用者用観覧スペース及び下記4の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支

障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第6の4から8までの基準に適合するものであること。

5 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

別表第5（第1条の7関係）

○駐車場の設置基準

1 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

別表第6（第1条の7関係）

○便所の設置基準

- 1 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 3 上記2の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 4 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、上記1から上記3までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
 - (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 5 上記4の(1)の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 6 上記4の(1)の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

7 上記5の(1)のア及びオ並びに(2)の規定は、上記6の便房について準用する。

8 上記5の(1)のアからウまで及びオ並びに(2)並びに上記6の(2)から(4)までの規定は、上記4の(2)の便所について準用する。この場合において、上記6の(2)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

別表第7 (第1条の7関係)

○標識の設置基準

- 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 2 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

別表第8 (第8条関係)

(略)

別表第9 (第12条、第12条の2関係)

(略)

別表第1 (第8条関係)

(略)

別表第2 (第12条関係)

(略)

議案第6号 霧島市給水条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第286号)

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則 (第1条—第4条)	第1章 総則 (第1条—第4条)
第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条—第15条)	第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条—第15条)
第3章 給水 (第16条—第24条)	第3章 給水 (第16条—第24条)
第4章 料金、加入金及び手数料 (第25条—第36条)	第4章 料金、加入金及び手数料 (第25条—第36条)
第5章 管理 (第37条—第40条)	第5章 管理 (第37条—第40条)
第6章 貯水槽水道 (第41条・第42条)	第6章 貯水槽水道 (第41条・第42条)
第7章 補則 (第43条)	第7章 補則 (第43条—第45条)
第8章 罰則 (第44条・第45条)	
附則	附則

(給水区域)

第2条 給水区域は、霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）第3条第2項に定める区域とする。ただし、当該区域外においても市長が特に必要と認めた場合は、臨時に給水できるものとする。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(工事の施行)

第8条 (略)

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。この場合において、市長は、検査の結果必要があるときは改めさせるものとする。

3、4 (略)

(工事費の分納)

第12条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもの限り、市長が定めるところにより、市長の承認を受けて、6か月以内に分納することができる。

(給水の原則)

第16条 (略)

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急の場合又はやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水を制限し、又は停止したために水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(計量制の原則)

第18条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第19条

1～3 (略)

4 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、自然破損又は変災によるもの

(給水区域)

第2条 給水区域は、霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）第3条第2項に定める区域とする。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(工事の施行)

第8条 (略)

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。市長は、検査の結果必要があるときは改めさせるものとする。

3、4 (略)

(工事費の分納)

第12条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもの限り、市長が定めるところにより、市長の承認を受けて、6箇月以内に分納することができる。

(給水の原則)

第16条 (略)

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水を制限し、又は停止したために水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(計量制の原則)

第18条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、その限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第19条

1～3 (略)

4 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、自然破損又は変災によるもの

は、この限りでない。

(料金)

第26条 (略)

(特別給水による料金)

第26条の2 前条第1項の規定にかかわらず、給水装置によらないで給水を行ったときの料金は、使用水量に1立方メートル当たり110円を乗じた使用料金と当該給水のために特に要した費用に相当する額との合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(料金算定の特例)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金は、1か月分としてこれを算定する。

2 月の中途においてメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方のメーターの口径の料金により、使用日数が同じであるときは変更後のメーターの口径の料金により算定する。

(手数料)

第34条 手数料は、次の区別により、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認められた者からは、後日徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき50,000円
- (2) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1栓につき800円
- (3) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1栓につき800円
- (4) 各種証明書発行手数料 1枚につき200円
- (5) 支払督促手数料 1通につき100円

2 市長は、前項の規定により難いと認められるときは、別に徴収額を定めることができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第26条第1項及び第26条の2に規定する料金、前条に規定する手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水制限又は停止したときの料金)

第36条 料金は、給水を制限し、又は停止しても減免しない。ただし、非常災害、水道施設の損傷及び公益上やむを得ない事情により給水の制限又は停止が連続5日以上に及ぶときは、その都度、市長が割合を定め減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

は、この限りでない。

(料金)

第26条 (略)

(料金算定の特例)

第29条 月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金は、1箇月分として、これを算定する。

2 月の中途において、メーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方のメーターの口径の料金により、使用日数が同じであるときは、変更後のメーターの口径の料金により算定する。

(手数料)

第34条 手数料は、次の区別により、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認められた者からは、後日徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき50,000円
- (2) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1栓につき800円
- (3) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1栓につき800円
- (4) 各種証明書発行手数料 1枚につき200円
- (5) 支払督促手数料 1通につき100円

(6) 市長は、前各号の規定により難いと認められるときは、別に徴収額を定めることができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第26条第1項に規定する料金、前条に規定する手数料及びその他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水制限又は停止したときの料金)

第36条 給水を制限又は停止しても料金は、減免しない。ただし、非常災害、水道施設の損傷及び公益上やむを得ない事情により給水の制限又は停止が連続5日以上に及ぶときは、その都度、市長が割合を定め減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

<p>(給水装置の検査等)</p> <p>第37条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、<u>適当な措置を講ずるよう</u>指示することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間<u>その者</u>に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 給水栓を<u>汚染</u>のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第8章 罰則</p> <p>(過料)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第45条 (略)</p>	<p>(給水装置の検査等)</p> <p>第37条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、<u>適当な措置を指示</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、<u>その者</u>に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 給水栓を、<u>汚染</u>のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第45条 (略)</p>
--	---

議案第7号 霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第294号)

改正後	改正前
<p>(傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後<u>1年6か月</u>を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>(傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後<u>1年6箇月</u>を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>

2～4 (略)

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) (略)

(2) **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) (略)

2 (略)

2～4 (略)

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) (略)

(2) **障害者自立支援法**（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) (略)

2 (略)

議案第8号 霧島市景観条例の一部改正について（平成24年霧島市条例第22号）

改正後	改正前
<p>(育成地区)</p> <p>第6条 市長は、景観計画区域のうち、特徴的な景観を有し、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要のある区域を育成地区として定めることができる。</p> <p>2 市長は、育成地区を定めようとするときは、景観計画において、当該地区ごとに必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(育成地区)</p> <p>第6条 市長は、景観計画区域のうち、特徴的な景観を有し、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要のある区域を育成地区として定めることができる。</p> <p>2 市長は、育成地区を定めようとするときは、景観計画において、当該地区ごとに法第8条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を定めるものとする。</p>

議案第11号 子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

改正後	改正前
<p>○霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正（平成17年霧島市条例第149号）</p> <p>(第1条関係)</p> <p>霧島市子ども医療費助成条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子どもの</u>疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって<u>子どもの</u>健康の保持増進を図るために行う<u>子ども</u>に係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正（平成17年霧島市条例第149号）</p> <p>(第1条関係)</p> <p>霧島市乳幼児医療費助成条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児</u>の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって<u>乳幼児</u>の健康の保持増進を図るために行う<u>乳幼児</u>に係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。</p>

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例で「助成対象となる子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）をいう。

3 前2項の規定にかかわらず、霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）に規定する助成対象となる子どもについては、この条例は、適用しない。

4～6 （略）

7 この条例において、「保険医療機関等」とは、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもに対する保険給付を行うことのできる病院、診療所、薬局等をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象となる子どもを現に監護している者とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象となる子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を保険医療機関等に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 前項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある助成対象となる子ども 月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額

(2) 前号以外の助成対象となる子ども 月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額から2,000円を控除した額

3 （略）

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、助成対象となる子どもに係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し保険医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

(資格者証の提示)

第6条の2 助成対象となる子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例で「助成対象乳幼児」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である乳幼児で市内に住所を有する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）をいう。

3 前2項の規定にかかわらず、霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）に規定する助成対象乳幼児はこの条例は適用しない。

4～6 （略）

(助成対象者)

第3条 乳幼児に係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象乳幼児を現に監護している者とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象乳幼児の受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の診療機関に支払った助成対象者に対して、乳幼児医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 前項に規定する助成金の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額とする。

3 （略）

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、助成対象乳幼児に係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、乳幼児医療費助成金受給資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

(資格者証の提示)

第6条の2 助成対象乳幼児が保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法

険各法に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに資格者証を提示しなければならない。

（助成金の支給申請）

第7条

1、2 （略）

3 第1項の申請は、助成対象となる子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6箇月以内になければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) （略）

(2) 助成対象となる子どもの受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに資格者証を提示しなければならない。

（助成金の支給申請）

第7条

1、2 （略）

3 第1項の申請は、助成対象乳幼児が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6箇月以内になければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) （略）

(2) 助成対象乳幼児の受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

議案第21号 議決事項の一部変更について（土地の取得）（平成24年議決第97号）

変 更 後	変 更 前
<p>1 土地の所在地、地目、数量</p> <p>所在地 霧島市福山町福山字中柚木6362番1 <u>外19筆</u></p> <p>地 目 山林、畑</p> <p>数 量 <u>38,245平方メートル</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 取得金額</p> <p>金 <u>35,660,690円</u></p> <p>4 取得の相手方</p> <p>住 所 霧島市福山町福山6686番地</p> <p>氏 名 上別府 盛男 <u>外15名</u></p>	<p>1 土地の所在地、地目、数量</p> <p>所在地 霧島市福山町福山字中柚木6362番1 <u>外14筆</u></p> <p>地 目 山林、畑</p> <p>数 量 <u>24,020平方メートル</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 取得金額</p> <p>金 <u>29,259,440円</u></p> <p>4 取得の相手方</p> <p>住 所 霧島市福山町福山6686番地</p> <p>氏 名 上別府 盛男 <u>外10名</u></p>

議案第26号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について (平成19年3月30日指令市町村第1284号許可)

変更後		変更前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
<p>鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、南薩地区衛生管理組合、肝付東部衛生処理組合、沖永良部バス企業団、<u>指宿南九州消防組合</u>、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛生管理組合、中南衛生管理組合、大島地区衛生組合、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、沖永良部衛生管理組合、大口地方卸売市場管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、伊佐北始良火葬場管理組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、沖永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、南薩介護保険事務組合、姶良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合、鹿児島県後期高齢者医療広域連合、種子島産婦人科医院組合</p>		<p>鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、南薩地区衛生管理組合、肝付東部衛生処理組合、沖永良部バス企業団、<u>指宿地区消防組合</u>、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛生管理組合、中南衛生管理組合、大島地区衛生組合、<u>南薩地区消防組合</u>、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、沖永良部衛生管理組合、大口地方卸売市場管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、伊佐北始良火葬場管理組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、沖永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、南薩介護保険事務組合、姶良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合、鹿児島県後期高齢者医療広域連合、種子島産婦人科医院組合</p>	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村	共同処理する事務	組合市町村
1 常勤の職員の退職手当の支給に関する事務	鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、肝付東部	1 常勤の職員の退職手当の支給に関する事務	鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、肝付東部

衛生処理組合、沖永良部バス企業団、指宿南九州消防組合、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛生管理組合、中南衛生管理組合、大島地区衛生組合、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、沖永良部衛生管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、伊佐北始良火葬場管理組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、沖永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、始良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合

2～7 (略)

8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務

9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務

鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、南薩地区衛生管理組合、肝付東部衛生処理組合、沖永良部バス企業団、指宿南九州消防組合、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛

衛生処理組合、沖永良部バス企業団、指宿地区消防組合、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛生管理組合、中南衛生管理組合、大島地区衛生組合、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、沖永良部衛生管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、伊佐北始良火葬場管理組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、沖永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、始良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合

2～7 (略)

8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務

9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務

鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、南薩地区衛生管理組合、肝付東部衛生処理組合、沖永良部バス企業団、指宿地区消防組合、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛

生管理組合、中南衛生管理組合、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、冲永良部衛生管理組合、大口地方卸売市場管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、冲永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、南薩介護保険事務組合、始良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合、鹿児島県後期高齢者医療広域連合、種子島産婦人科医院組合

管理組合、中南衛生管理組合、**南薩地区消防組合**、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、冲永良部衛生管理組合、大口地方卸売市場管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、冲永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、南薩介護保険事務組合、始良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合、鹿児島県後期高齢者医療広域連合、種子島産婦人科医院組合